



◆～新年のご挨拶～

あけましておめでとうございます。

昨年は大変お世話になり、ありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、お正月に病気の話をするのもどうかと思いつつ、ちょっとお付き合いください。



すっかり良くなったので書けることですが、昨年は「腰椎椎間板ヘルニア」になり、一時は激痛を抱えたまま仕事をしておりました。

しかし、何事も経験してみるもので、椎間板ヘルニアになったことで分かったのは、その道の「専門家」の中でも、アドバイスされている内容はさまざまである、ということです。

そんな中で、素人である私が取り得る行動は、
(1) 一人の専門家の意見をとことん信じる
(2) さまざまな意見を聞いて、最後は自分で判断する の2つでした。

私の選択は(2)のパターンで、整形外科から勧められた「牽引」を受けず、「腹圧を高める運動をするのが有効」ということと、「椎間板ヘルニアは自然に治ることもある」説を信じ、祈るような気持ちで過ごしておりました。

司法書士も同じく、その道の「専門家」として、お客様から対価を頂戴しています。

「先生に任せます！」と言って下さる場面もありますが、私の役目は、「お客様が、よりよい選択をされるためのお手伝いをする事」。そして、「決められるのはお客様である」というスタンスで仕事をしています。

オチになったかどうか分かりませんが、本年もよろしくお願いします。



司法書士 吉田浩章

本号のトピックス

- はじめに～新年のご挨拶～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「株主リストの添付が必要となります」
- 山下の「楽しいボランティア」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識－「個人年金保険」とは
- Q & A 不動産の名義変更「祖父の相続と父の相続放棄」
- 4コマまんが「『逃げ恥』効果？」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



◆栗野の「3万円から始める」優待生活

あけましておめでとうございます。事務の栗野です。本年も良い年でありますように・・・

今回は、吉野家の優待を紹介します。

100株以上で300円のサービス券10枚ですが、
お店で使わない場合は、定められた期限内に返送すれば、自社製品詰合せセットと交換してくれます。



今回は、冷凍の丼の具が3種類（牛丼3、豚丼2、焼鶏丼2）届きました☆
休日のランチ、朝食に便利です♪
平成28年12月30日現在の株価は1株1,604円（購入は100株単位）。配当は100株で年間2,000円（税引前）で、配当利回りは約1.25%です。 栗野 恵

【優待メモ】吉野屋ホールディングス（東証1部上場）。権利確定月は2月と8月（年2回）。

◆法律コラム－「株主リストの添付が必要となります」

会社のお客様向けの情報です。

商業登記規則の改正で、会社の変更登記を申請する際に、「株主リスト」の添付が必要となっています。

平成28年10月1日以降に、法務局に申請する登記が対象です。

「株主リスト」の添付が必要になるのは、登記の内容が、株主総会の決議を要する場合で、例えば、「取締役や監査役の変更」、「会社の名前や事業目的の変更」などの変更登記を申請する場合です。

株主リストには、

- ・議決権数上位10名の株主
 - ・議決権数割合が2/3に達するまでの株主
- の、いずれか少ないほうの株主について、氏名・住所・株式数・議決権数・議決権数割合の5点を記載し、代表取締役が証明することになります。

対象となる登記を申請される場合、

- ①株主名簿を随時更新されている会社さんについては株主名簿を
- ②もしくは、決算書の「別表2」のページを参考に、株主様の情報を確認させていただくこととなります。



◆山下の「楽しいボランティア」

あけましておめでとうございます。司法書士の山下です。今年のお正月も、夫婦二人の、のんびりと気楽な新年幕開けとなります。さて、新年のまっさらな新しい手帳をばらめくっていますと、今年やりたいことを100個書くページを見つけました。

毎年、手帳は、いつの間にか、仕事や日常のこまごました予定で埋められ、忘備録に一日の出来事を書くくらいでした。

- 「よし、やりたいこと100個書くぞ！」
- ・遠く離れて暮らす老親に頻りに会いに行く
 - ・絵を描く、刺繍を始める、沖縄三線で一曲ふやす。
 - ・被後見人さんたちと笑顔で過ごす。
 - ・体操・ヨガ始めて、腰治す。

なんか、小さいことしか、思い浮かばない・・・いやいや、日常を平和にしっかり過ごすことが大事ですね。願望を刻み、実践して、まわりに笑顔を発信するためにも残り96個考えます！

山下千恵子



◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

あけましておめでとうございます。司法書士の岸野です。昨年は、今までになく、あっという間に1年が過ぎたような気がします。

さて、相変わらず、息子達は、野球漬けの日々を心から楽しんでいます。練習の甲斐あってか、監督コーチのおかげか、なかなか強いチームに成長しています。練習試合を含め、春からずっと負けなしで戦ってきましたが、秋の大会の決勝で負けてしまい、準優勝に。負けがほぼ決まった試合中からの子供たちの涙、励まし合いの声、試合後の号泣、銀メダルをもらったのニッコリ。小学1～3年生のちびっこ達ですが、彼らなりに一生懸命に頑張っているんだな～と、感動しました。親としては、野球ばかりで大丈夫かなと不安になることもありますが、野球でしかできない貴重な体験もたくさんさせてもらっているなと思うようになりました。

今年は是非優勝したい！！
岸野恵子



【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士吉田法務事務所 (JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く)

TEL072-254-5755

E-mail yoshida-houmu@nifty.com



◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

最近、『温泉付のホテル』に好んで出掛けています。『温泉旅館』に泊まるよりは割安。ホテルなら食事の時間を拘束されない、というのもメリットです。

そんな中でリピーターになっているのは、六甲アイランドにある「神戸ベイシェラトンホテル&タワーズ」。



ホテルでありながら、新しい温泉施設（平成26年オープン）があって、宿泊客は何度でも温泉に入れます。



きれいで広い「湯上りラウンジ」は、高級感たっぷり。

「シェラトン」の屋号でありながら、経営は「ホテルニューアワジ」系列だと知って、「なるほどな〜」と納得できる『和』の空間です。

【六甲アイランドへのアクセス】

高速の出入り口は、阪神高速湾岸線「六甲アイランド北」。電車の場合は、JR住吉駅が阪神魚崎駅から六甲ライナーに乗り換え。「アイランドセンター」駅降りてすぐです。

◆マメ知識—「個人年金保険」とは

「個人年金保険」は、厚生年金・国民年金等の公的年金と違い、自分で民間の保険会社と契約しておく「私的年金」とも言われるもの。

例えば、「60歳まで保険料を払い込み、61歳から10年間、決まった金額の年金を受け取る」ことを契約しておく保険です。

特徴としては、契約時から将来の受取額が確定していること。一定の要件を満たすことで、所得税で年間最大4万円、住民税で年間最大2.8万円の所得控除を受けられること、などです。

しかし、ゼロ金利のご時世、個人年金に限らず、貯蓄性の高い保険は、保険会社によっては「販売停止」になったり、保険料が値上げされていく傾向にあります。

「興味はあるけど・・・」という方は、老後資金を用意する手段の一つとして、この機会にご検討下さい。

◆Q&A 不動産の名義変更—祖父の相続と父の相続放棄

Q:平成26年に祖父が亡くなりましたが、不動産の名義変更をしないまま、平成28年に父が亡くなりました。

父は事業に失敗して、借金を残していたため、私は家庭裁判所で相続放棄の手続きをしています。

今回、祖父名義の不動産について、相続登記をするつもりですが、私名義に変更することはできるでしょうか。



A:できません。お父様の相続放棄をしたことで、お爺様の相続について、お父様の相続人として

「祖父」—平成26年死亡
↓
「父」—平成28年死亡
↓(相続放棄)
「孫」—祖父の相続権は?

の地位も含めて放棄したことになるためです。

ポイント

今回のように、祖父が死亡し、その相続手続きをしないまま、祖父の相続人である父が亡くなったような場合を『再転相続』と言われたりします。

この場合、「父の相続放棄をした時点で、祖父の相続について承認、放棄を選ぶことができない」とするのが最高裁判所の考え方。祖父名義の不動産を相続することはできません。

一方、亡くなられた順番が「父」→「祖父」である場合で、過去に「父」の相続放棄をしていた場合はどうでしょうか。

このような場合は『代襲相続』と言われるケースで、孫は、祖父の直接の相続人となりますので、父の相続を放棄していても、祖父の相続を受けることができます。



◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番7号
司法書士吉田法律事務所
代表者 司法書士吉田浩章
TEL 072-254-5755
http://www.office-yoshida.net



- ★主な取り扱い業務
 - 司法書士業務
 - ・不動産の登記（売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等）
 - ・会社の登記（会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等）
 - ・個人の債務整理（自己破産、個人再生、任意整理等）
 - ・家庭裁判所への提出書類作成（成年後見、相続放棄等）
 - 行政書士業務—遺言書作成、公正証書、各種契約書作成等
 - FP業務—家計見直し、住宅ローンの相談
- ★営業時間：平日9時～18時（事前予約制。時間外の対応も可）



【編集後記】昨年は、ドラマ「逃げるは恥だが役に立つ」にはまった我が夫婦。毎回録画して楽しんでいました♪4コマ漫画は、ドラマを真似して旦那様に言ってみたセリフ。返事は、悩むことなく、家事を手伝うより、小遣いアップ。お金で解決されてしまいました★アップした1万円を貯めて、便利な家電でも買おうかな？（栗野）

※このニュースレターは、今までお仕事をさせていただいたお客様にお送りしています。
今後の購読を望まれない場合は、お手数ですが、メール (yoshida-houmu@nifty.com) かお電話にてお知らせ下さい。

◆「仕事にも生かせる」おススメ本

『どんな時代もサバイバルする会社の「社長力」養成講座』（小宮一慶著）



8年近く前に出版された本ですが、改めて読んでみても、「わかりやすく」「ぶれていないこと」が書かれている、と思います。

SNSが普及したこともあって、その時その時の流行に乗りやすくなりました。また、他人から聞いたことを、あたかも自分の考えとして発信してしまったりもします。

人は、他人の影響を受けやすい生き物なので。

小宮さんは「原理原則」という言葉をよく使われますが、本当に大事なこと。仕事をしていくための基礎となることは、時代が変わっても変わらないし、自分で積み上げていかないといけないもの。この本は、そんな自分の立ち位置を教えてください。

タイトルには「社長力」とありますがビジネス書として、広く社会人の方に役に立つ本です。



吉田浩章